

協議 (1) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の事業評価（1次評価）
について

事業評価（1次評価）については、協議会自らによる事業の実施状況の確認と評価を行い、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、自己評価の結果を運輸局へ報告することとなっております。国庫補助申請の承認を受けた下記補助対象事業について、協議会で自己評価を行うものです。

○評価対象事業名：地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

○補助対象事業者：大船渡市地域公共交通会議

大船渡市地域公共交通会議

令和元年6月1日事業開始

事業名：令和5年度地域内ライダーシステム

生活交通確保維持改善計画

目的・必要性

対象路線は鉄路に接続し、病院、商業施設、高等学校がある市の中心部から郊外にかけて運行する路線バスである。これらの路線の運行継続については、運転手不足等の様々な問題があるが、住民の通院・買物を中心とした生活に不可欠な路線であるため、地域公共交通確保事業により、運行を確保することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

確保・維持するシステムの概要

【地域内ライダーシステム】

- ・市内路線バス
- 運行事業者：岩手県交通㈱
- システム数：3系統
- 運賃：170円～630円
- 運行日
- ・ 碓石線、綾里外口線（毎日）
- ・ 立根田谷線（平日のみ）



事業・実施主体

・ 交通マップを用いて、バス路線のあり方を協議することで、各交通手段における役割分担を明確にする。【大船渡市、交通事業者】

・ 関係機関との情報共有により市民の居住地域・環境の変化を把握し、公共交通事業者へ運行ルート・時刻表の変更を提案する。【大船渡市】

定量的な目標・効果

- 【目標】
- ・ 碓石線 12.0人以上/便
 - ・ 立根田谷線 4.0人以上/便
 - ・ 綾里外口線 9.0人以上/便
- 【効果】
- ・ 交通空白地域を解消し、住民の生活交通手段を存続させていく。
 - ・ 既存の公共交通との連携により、効率的な運行体系が実現できる。
 - ・ 外出機会の増大による社会参加や地域活性化の促進が期待できる。

基礎データ

合併状況：平成13年に旧大船渡市と旧三陸町が合併
人口：32,845人（令和5年12月末現在）
面積：322.51平方キロメートル
高齢化率：38.9%（令和5年12月末現在）
協議会開催数：2回（令和5年6月～令和6年1月）

前回の評価結果

- 【達成状況（結果）】
- ・ 碓石線：【目標値】12.0人/便 【実績値】11.1人/便 【達成率】92.5%
 - ・ 立根田谷線：【目標値】4.0人/便 【実績値】2.8人/便 【達成率】70.0%
 - ・ 綾里外口線：【目標値】9.0人/便 【実績値】7.8人/便 【達成率】86.6%
- 【評価】

市民の居住地域・環境の変化や利用実態の把握に努めていますので、今後は把握した実態の分析を行い、従来以上に利用されるダイヤ・路線を構築させることを期待します。

評価項目

実施状況、目標・効果の達成状況

【実施状況等】

令和5年5月より新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、バス利用も回復傾向にあることから、昨年より利用人員が増加した。碓石線においては、目標を達成し、立根田谷線・綾里外口線においては、目標達成までは至らなかったものの達成率は90%台となった。

【実績】 碓石線 13.6人/便（達成率113.3%）、立根田谷線 3.6人/便（達成率90.0%）、綾里外口線 8.7人/便（達成率96.6%）〔内訳〕A：1件、B：2件、C：0件

※評価の判定基準

- ・ A ⇒ 目標達成100%以上
- ・ B ⇒ 目標達成80%以上100%未満
- ・ C ⇒ 目標達成80%未満、又は、補助対象外（1運行当たり2人未満、運行割合30%未満）

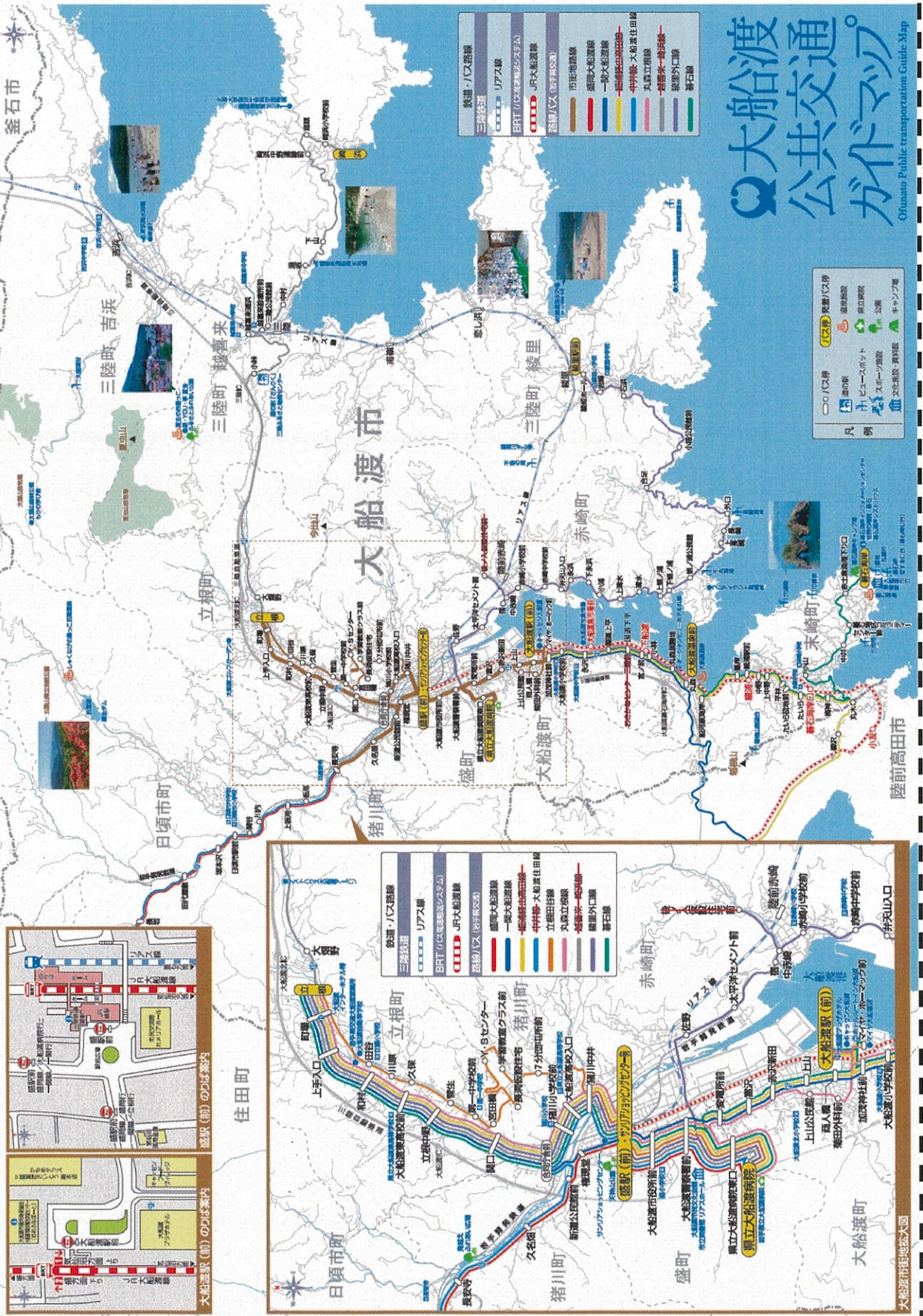
事業の今後の改善点

全路線において利用者数の増加となったが、利用の少ない区間もあることから、利用実態に応じたダイヤの見直しを検討しながら、利用しやすい環境づくりを継続して実施する。引き続き、本公共交通会議において、利便性及び効率性の向上に向けた検討を行い、対象路線の利用促進及び運行の確保に努める必要がある。

※記入する際、枠の大きさの変更及び頁追加のうえ作成することも可能とします。

大船渡市地域公共交通会議

基石線、立根田谷線、綾里外口線運行系統図(大船渡市公共交通マップ)



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和6年1月24日

協議会名: 大船渡市地域公共交通会議

評価対象事業名: 地域内ファイダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
岩手県交通(株)	基石線 (基石海岸～盛駅～立根)	【前回の評価結果】 利用実態に応じたダイヤの見直しを検討する。また、利便性の向上を図るため、各バス停留所への路線図等の表示を行い、利用しやすい環境づくりを継続して実施する。 【評価結果の反映状況】 関係機関との情報共有により市民の居住地・環境の変化や利用実態を把握し、需要に応じたダイヤ編成の検討をしながら、運行の確保に努めた。	事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。 A	【目標値】12.0人/便 【実績値】13.6人/便 【達成率】113.3% 利用人員が昨年より5,352人増となり、目標達成となった。	利用実態に応じたダイヤの見直しを検討する。また、利便性の向上を図るため、各バス停留所への路線図等の表示を行い、利用しやすい環境づくりを継続して実施する。
	立根田谷線 (立根～盛駅～大船渡病院)		事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。 A	【目標値】4.0人/便 【実績値】3.6人/便 【達成率】90.0% 利用人員が昨年より770人増となったが、目標値までには至らなかった。	
	綾里外口線 (綾里～盛駅～立根)		事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。 A	【目標値】9.0人/便 【実績値】8.7人/便 【達成率】96.6% 利用人員が昨年より2,218人増となったが、目標値までには至らなかった。	

※枠の大きさの変更は可能です。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和6年1月24日

協議会名:	大船渡市地域公共交通会議
評価対象事業名:	地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>大船渡市は、岩手県の沿岸南部に位置し、大船渡市、三陸町が合併し、平成13年11月15日新生大船渡市が誕生した。北は、釜石市、南は陸前高田市、西は住田町に接しており、総面積は322.51平方キロメートルである。</p> <p>市内公共交通は、三陸鉄道リアス線のほかJR大船渡線BRT、市内を広範囲に運行する路線バスや、デマンド交通、患者輸送車などにより構成される公共交通機関網が広がっている。</p> <p>これらの公共交通については、病院、商店等が住民の日常生活機能を担う中で、運転できない高齢者を中心に、生活に不可欠な移動手段として機能している。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行財政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。</p> <p>本申請に係る系統(碓石線、立根田谷線、綾里外口線)は、鉄路に接続し、市の中心部から郊外にかけて運行する路線バスである。</p> <p>これらの路線の運行継続については、運転手不足等の様々な問題があるが、末崎町、立根町、綾里地区の住民の通院・買物を中心とした生活に不可欠な路線であるため、地域公共交通確保維持事業により、碓石線、立根田谷線、綾里外口線を確保することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>

1便あたり利用人員

【5年度(R4.10.1~R5.9.30)】

	人員	回数	1便平均	備考	人員差
碁石	29,502	2,170	13.6		5,352
丸森立根	28,023	2,648	10.6		2,682
立根田谷	3,497	968	3.6		770
綾里外口	20,062	2,294	8.7		2,218
立根盛駅	202	242	0.8		70
計	81,286	8,322	9.8		11,092

【4年度(R3.10.1~R4.9.30)】

	人員	回数	1便平均	備考	人員差
碁石	24,150	2,171	11.1		-577
丸森立根	25,341	2,646	9.6		2,909
立根田谷	2,727	968	2.8		188
綾里外口	17,844	2,295	7.8		-1,876
立根盛駅	132	242	0.5		-237
計	70,194	8,322	8.4		407

【3年度(R2.10.1~R3.9.30)】

	人員	回数	1便平均	備考	人員差
碁石	24,727	2,174	11.4		-1,305
丸森立根	22,432	2,650	8.5		-2,274
立根田谷	2,539	968	2.6		-1,223
綾里外口	19,720	2,297	8.6		-456
立根盛駅	369	242	1.5		-1,109
計	69,787	8,331	8.4		-6,367

【2年度(R1.10.1~R2.9.30)】

	人員	回数	1便平均	備考	人員差
碁石	26,032	2,177	12.0		-10,649
丸森立根	24,706	2,660	9.3		-6,715
立根田谷	3,762	956	3.9		-492
綾里外口	20,176	2,294	8.8		-4,323
立根盛駅	1,478	240	6.2		-503
計	76,154	8,327	9.1		-22,682

【1年度(H30.10.1~R1.9.30)】

	人員	回数	1便平均	備考
碁石	36,681	2,174	16.9	
丸森立根	31,421	2,655	11.8	
立根田谷	4,254	948	4.5	
綾里外口	24,499	2,287	10.7	
立根盛駅	1,981	237	8.4	
計	98,836	8,301	11.9	

改正

平成24年3月30日告示第67号

平成28年4月1日告示第79号

平成29年5月11日告示第108号

令和2年10月9日告示第171号

令和4年8月29日商工港湾部長決裁

大船渡市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1 大船渡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定により、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

第2 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (5) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1の目的を達成するために必要な事項

(交通会議の構成員)

第3 交通会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもって組織する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体を代表する者
- (3) 市民又は利用者の代表
- (4) 国及び県の関係行政機関の職員
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の役員)

- 第5 交通会議に会長及び副会長1人を置く。
2 会長は、互選により選出し、副会長は委員の中から、会長が指名する。
3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。
3 交通会議の議事は、関係者間の合意形成を目指して十分議論を尽くして行うものとし、議決の方法は、出席委員の過半数の同意によるものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 交通会議は、原則として公開とする。
5 会長は、必要があると認めるときは、交通会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(軽微な事項に関する取扱い)

- 第7 交通会議において協議が調った事項の軽微な変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、交通会議の決議に代えることができる。

(協議結果の尊重義務)

- 第8 交通会議において協議が調った事項については、委員及び関係者はその結果を尊重しなければならない。

(分科会)

- 第9 第2各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。
2 分科会は、会長が必要と認めた者をもって組織する。

(事務局)

第10 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、大船渡市交通担当課内に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事)

第11 交通会議に監事2人を置く。

- 2 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監事は、交通会議の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(経費の負担)

第12 交通会議の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14 交通会議が解散した場合における交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局において決算する。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

前 文 (抄) (平成24年3月30日告示第67号)

平成24年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成28年4月1日告示第79号)

平成28年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成29年5月11日告示第108号)

平成29年5月11日から施行する。

前 文 (抄) (令和2年10月9日告示第171号)

令和2年10月9日から施行する。

附 則 (令和4年8月29日商工港湾部長決裁)

この要綱は、令和4年8月29日から施行する。